

令和5年12月19日

報道各社 御中

山梨県農業共済組合

### 令和5年産果樹共済（ぶどう、もも）の共済金支払いについて

山梨県農業共済組合（NOSA I山梨）は令和5年産の被害に対して、次のとおり共済金を被害農家に支払います。

#### 1 共済目的の種類（樹種）別の共済金支払内容

	年産	戸数（戸）	支払共済金（円）
ぶどう	<b>R5</b>	<b>354</b>	<b>126,838,500</b>
	(参考) R4	339	123,581,200
	対比	104.4%	102.6%
もも	<b>R5</b>	<b>54</b>	<b>7,891,000</b>
	(参考) R4	42	6,175,100
	対比	128.6%	127.8%
合計	<b>R5</b>	<b>408</b>	<b>134,729,500</b>
	(参考) R4	381	129,756,300
	対比	107.1%	103.8%

※かきについては翌年1月に決定し、支払われる予定です。

令和5年産のぶどう・ももの共済金支払総額は、1億3,400万円余りとなり、過去10年間で6番目に多い支払額となった。

ぶどうの共済金は、ぶどう・ももの合計の約94.1%を占めている。7月下旬以降の高温・乾燥後の急激な降雨による裂果・着色不良、病害が発生し、過去10年間で5番目に多い支払額となった。

ももについては、7月から8月にかけて高温・乾燥状態で推移したため、着色不良が発生し、過去10年間で8番目に多い支払額となった。

#### 2 支払年月日 令和5年12月20日から

### 3 共済金の支払い対象者等

共済金の支払いは令和5年産果樹共済に加入し、一定の減収割合に達した組合員が対象となります。

基準となる収穫量に対し、加入者が選択した支払開始割合（3割、4割、5割のいずれか）を超過したとき、その超過した減収量に応じて共済金が支払われます。

### 4 主な被害の概況

#### (1) ぶどう

本年のぶどうにおいては、5月上旬以降の天候不順により病害や花振るいが発生した。また7月下旬以降の高温・乾燥後の急激な降雨により裂果が発生した。主な被害については以下のとおりである。

##### ① 雨害湿潤害（裂果）

〔内容〕7月下旬以降の高温・乾燥後の急激な降雨により、大房系（巨峰、シャインマスカット、ピオーネ、甲斐路等）に裂果が発生した。

##### ② 天候不順・高温害等

〔内容〕5月下旬から6月中旬にかけて天候不順となり、この時期に開花期を迎えていた地域で花振るいが発生した。

また、6月下旬から9月下旬の期間の高温により、この時期に着色期を迎えていたデラウェア、大房系（巨峰、ピオーネ等）で着色不良が発生した。

##### ③ 病害

〔内容〕5月上旬から9月下旬の降雨により、病害防除の十分な効果が得られなかった園では、おそぐされびょう晩腐病・黒とう病・べと病が発生した。

#### (2) もも

本年のももについては、7月上旬から8月上旬の高温により着色不良が発生した。また、7月上旬以降の降雨により、裂果が発生した。

主な被害については以下のとおりである。

##### ① 高温害

〔内容〕7月上旬以降は高温であったため、着色不良が発生した。

##### ② 雨害湿潤害（裂果）

〔内容〕7月上旬以降の急激な降雨により、裂果が発生した。

##### ③ 風害

〔内容〕5月上旬以降の強風により、傷果等が発生した。

## 5 近年の共済金支払いの経過

樹種	過去 10 年の支払共済金との比較
ぶどう	令和 5 年産のぶどうの支払共済金は、過去 10 年間で 5 番目に多い支払額となった。ぶどうの過去 10 年間の平均額（約 16,600 万円）を下回る額となった。
もも	令和 5 年産のももの支払共済金は、過去 10 年間で 8 番目に多い支払額となった。ももの過去 10 年間の平均額（約 3,900 万円）を大きく下回る額となった。

## 6 本県で実施している果樹共済の種類

本県で現在実施している果樹共済の種類は次のとおりです。

- (1) 半相殺減収総合一般方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、かき）
  - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済
  - ・ 農家単位で減収量を算定
- (2) 半相殺減収総合短縮方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、りんご）
  - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済（ただし、発芽期からが責任開始となりますので、発芽期以前に発生した雪害などは対象外となります）
  - ・ 農家単位で減収量を算定

## 7 果樹共済の加入申込について

現在、令和 6 年産の半相殺減収総合短縮方式の加入申込みを受け付けています。同時に令和 7 年産半相殺減収総合一般方式についても受け付けています。

いずれも農家単位で補償し、加入できる樹種は、ぶどう、もも、すもも、りんご、かきの 5 つです。

加入する樹種については、すべての園地を申込みする必要があります。

**お問合せ**  
**山梨県農業共済組合 本所（NOSA I 山梨）**  
TEL 055-228-4711 事業 2 課